

旭川地方・家庭裁判所委員会議事概要

平成16年5月26日開催
裁判は時間がかかりますか
旭川の裁判所における広報活動

- 1 開催日時 5月26日(水)午後1時30分から午後3時00分
- 2 開催場所 旭川地方裁判所5階大会議室
- 3 出席者(50音順・敬称略)
 - 地裁委員 猪狩正文, 井口実, 葛西敬一(兼務), 片山礼子, 工藤一夫(兼務), 田中直宏, 中路義彦(兼務), 中村元弥, 堀博子(兼務), (伊藤進 - 欠席),
 - 家裁委員 葛西敬一(兼務), 工藤一夫(兼務), 小檜山俊介, 芝木美沙子, 菅沼和歌子, 田尻克己, 谷口孝男, 中路義彦(兼務), 堀博子(兼務), (叶内初子 - 欠席)
 - 事務局 吉田修地家裁事務局長, 門野賢蔵民事刑事首席書記官, 仁平総首席家裁調査官, 小才度富健家裁首席書記官, 中山訓伸地裁事務局次長, 大松泉家裁事務局次長, 前村唯之地裁総務課長, 菅野晶子家裁総務課長, 大橋里美地裁総務課課長補佐
- 4 議事
 - (1) 開会の言葉
 - (2) 委員長あいさつ
 - (3) 新任委員自己紹介
 - (4) 意見交換テーマ1「裁判は時間がかかりますか」について
裁判と時間の関係について, どのような認識をもっているのか, ご意見をいただきたい。

裁判の正確性を期するために、どれだけの時間をかけることができるのか、その兼合いなのではないだろうか。裁判の正確性を期そうとしたら、時間は無限大にかかるだろう。個人的には、今の裁判の在り方がおかしいとは思わない。ただ、裁判の制度として、次回期日を行う場所がないとか、たまたま人がいないから期日が延びるなどという理由で時間がかかるのであれば、改める必要があるだろう。

裁判にかかる時間は、裁判の内容によるのではないか。これまでのもので十分であったものもあれば、これから裁判員制度が実施された場合、裁判の内容というものをどう認識するかで、時間に対する認識も変化してくるのではないか。

民事事件というのは、紛争解決であり、当事者双方にとってはできるだけ早く解決されることが望ましいという側面を有している。しかし、刑事事件は、審理に争いがあれば、徹底的に事実を解明しなければならない。必ずしも早期に解決しなくてもよいという側面があるように思われる。

十数年前の印象から比べると、ずいぶん裁判にかかる時間は短くなっていると思う。諸外国との比較ができるような資料があれば、それを見ながら議論した方がよいのではないか。

一般の国民は、報道から得る情報により、裁判に対するイメージを抱くのではないだろうか。報道される裁判は、規模が大きく、複雑な事案であることから、時間がかかるという印象が強いのかもかもしれない。できるだけ、早期に解決してほしいとは思いますが、裁判の内容にもよることから、一概に早くとは言えない。ただ、物理的に何かを活用することによって、審理が短縮されるのであれば、それに向けた努力をしていただきたい。

裁判に時間がかかるというのは、マスコミ等で報道されている事件を通じて形成されるイメージだと思われる。通常の民事事件は、証人尋問が行われた場合であっても、1年以内には終わるケースが多い。時間がかかるのは、

行政訴訟事件，医療過誤事件及び建築紛争事件であり，それらの裁判に時間がかかるのには，それなりの理由がある。例えば，医療過誤であれば，訴える相手は専門家の医師であり，訴える方は素人の患者である。当然，持っている証拠にも偏りがある。素人側の期日間準備には，時間がかかるものである。

時間がかかるというが，何を基準に考えられているかがわからない。刑事裁判では，一回結審，次回判決で終わる事件が大部分である。被告人が争えば，当然裁判も長くなるだろう。争うことは被告人の権利でもある。被告人が争えば，検察官はそれに対する立証をすることになる。長くなる裁判というのは，証拠量が膨大である。証拠量が膨大であれば，弁護人がそれを読み込むのにも時間がかかる。弁護人が書証を不同意とした場合は，その書証に代えて証人を調べることになる。証人の数も多いことから，複数期日が必要となる。その結果，裁判が長期化することになる。したがって，裁判が長いのか短いかという議論をする前提として，何を以てそう判断するのかが分かなければ，難しいのではないか。

裁判の長いのか短いかという点については，客観的なものはない。裁判に対する利害の関わり，その人の物の見方によって，人それぞれに異なった見解があるだろう。最近，立法化された「裁判の迅速化法」では，第一審の訴訟手続を2年以内に終局させることを目標とする形で立法化された。2年を超える裁判が長いということにもなるのではないだろうか。

証拠調べを行えば，それだけ裁判に時間がかかることは当然である。2年が長いとは思っていない。

民事裁判における長期化の要因として考えられるものとしては，事件が複雑・困難であること，事件関係者が多数であること，関連事件の審理待ち，控訴審の審理待ち，検証・鑑定が長期化する，和解，示談が長期化し，裁判が進行しない，当事者及び代理人の準備不足，訴訟の中断

(当事者の死亡，代理人の交替)， 裁判官の手持ち件数の多さ， 裁判官の交替， 裁判所の不十分な進行管理， の10点だと言われている。

刑事裁判が長期化する要因も民事裁判と同様である。

事件の内容によっては，時間がかかっても仕方がないと思う。ただ，裁判官が忙しすぎるというイメージはもっている。事件数が増えていることから，裁判官がかかえる事件数が多くなっているのではないだろうか。また，関与する弁護士にも問題があるのではないだろうか。代理人弁護士の準備不足により，審理が延びることもある。やはり，裁判が長いというのは，マスコミの影響もあるだろう。一審の期間をとって長いというのか，一審から三審までの期間をとって長いというのか。個人的には，長いと感じる事件はない。

国民の間では，裁判は時間がかかるという印象があるのではないか。だからこそ，裁判の迅速化法で2年以内ということがいわれているのではないか。

裁判に時間がかかるのは，裁判官に加重な負担がかかっているのではないか。また，専門的な事件であれば，弁護士に依頼することになるが，その弁護士の数も少ない。その結果，実質的な審理がされにくいのではないか。裁判の迅速化が図られる一方，裁判をきちんと受けられるような体制をつくることも大事なのではないか。

(各委員に対し，資料1ないし資料9 - 4を配布。委員長から，資料1ないし資料6の説明がされた。)

こんなに裁判が短くなっているのかと，大変驚いている。オウム裁判や重大事件が報道されるのを見ていたので，1年以内で終わる裁判など無いと思っていた。諸外国と比較しても日本の裁判は時間がかかると思い込んでいた。やはり，重大事件ばかりが報道されるために，そればかりに目がいつてしまう。そのため，裁判は長いという印象を受けていたのだと思う。普通の事件は，時間がかからないということを，もっと報道していく工夫が必要なのではないか。

2年という数字は、裁判所における目標だと思われる。2年を超えた場合には、裁判所に長期化した理由を説明させるという意味で、一種の拳証責任をもたせるべきなのではないだろうか。裁判所も一種のサービス業である。時間の目標をつくることは、全体をよりよくする方法なのではないか。

裁判は、早ければ良いというものではない。当事者の納得する裁判でなければならない。

裁判が長期化した場合、被害者側の意識が薄れたり、加害者を裁けなくなってしまうことがある。それでは、裁判をする意味がなくなってしまうだろう。

マスコミというよりも、当事者（被害者）が「裁判は長い。」と言っている。取材する当事者からは、勝っても負けてもそう言われる。マスコミが意図的に長いと批判しているわけではない。当事者からは「裁判で何をやっているのか分からない。」、「何のために時間をかけてやっているのか分からないまま、時間が過ぎ判決が出ている。」、「時間を失ってしまった。」と言われる。マスコミは、それらの言葉を報じているにすぎない。

代理人の弁護士が依頼者に対し、きちんと裁判が長期化する理由を説明していないのではないか。

どんなに早くやっても、依頼者からは、必ず「早くして下さい。」と言われる。いくら説明しても依頼者は長く感じているようである。裁判の審理期間は、民事・刑事ともに短くなってきており、法曹も努力はしている。早ければ良いというものではない。裁判の内容が充実し、当事者が納得するものでなければならない。裁判の迅速も重要だが、裁判の内容も重要である。

（委員長から、資料7についての説明がされた。）

(5) 意見交換テーマ2「旭川の裁判所における広報活動」について

（事務局から旭川地家裁における広報の現状を報告した。）

出前講座や市民講座の開催については、新聞記事で拝見した。とても裁判

所が身近に感じられた。今後も，出前講座や市民講座を積極的に行っていただきたい。

市民講座は，今年の10月にも実施する予定である。市民講座については，各種の報道機関に積極的な支援をいただいた。裁判所にとっては，とても効果的であった。

市民講座の新聞記事を見て，本来であれば，弁護士会が実施しなければならないことを，裁判所に先を越されてしまったという思いがした。実施後の感想はいかがなものか，教えていただきたい。

今回の市民講座は，テーマに沿った4つの事例を，職員が寸劇形式で紹介し，その会話の中から生じる法律問題を，裁判官がわかりやすく解説するというものであった。参加者に実施したアンケートには，「内容的に分かりやすかった。」，「構成が良かった。」，「今後ともやってもらいたい。」などの意見があり，とても好評であった。また，耳の聞こえない方が受講を希望されたことから，裁判所では手話通訳人を手配し，参加していただいた。今後も，色々な方が参加できるように配慮していきたいと考えている。

当日は，裁判官による解説の後，参加者からの質問コーナーを設けた。参加者からは，数多くの質問が出されたことから，この市民講座の企画が充実したものだったと実感できた。

出前講座や市民講座は，前回の地家裁委員会で出された意見を反映して，実施したものなのか。委員会の意見が反映されたのであれば，第1回目の委員会がとても意義のあるものだったと思われる。

出前講座は，前回の委員会において出された意見を参考に実施したものだ。

市民講座は，前回の意見交換の中で，積極的な広報活動が必要だと感じたことから，裁判所ができる手段を講じたものである。いずれも，委員の皆さんから出された意見を反映して行ったものである。

私達の意見の反映として実施された出前講座の記事が新聞に掲載されてい

るのを見たときには、とてもうれしかった。今回の配布資料に、裁判所のホームページの掲載記事があるが、裁判所のホームページは、項目の設定の仕方や、字体がかたく、まさに裁判所のイメージのようなホームページである。もっと、ホームページを利用する人が、「見てみようか。」と思うようなホームページを作成してほしい。旭川独自のホームページを作成するのは難しいのかもしれないが、裁判所のイメージを高めるような工夫をしていただきたい。

(旭川地家裁のホームページのデモンストレーションを実施)

最近のホームページは、ウインドウが左右二分割になっていて、左側のウインドウに目次が並んでいるものがある。この形式だと非常に使い勝手が良いと思われる。文字ばかりではなく、絵とか写真が入っていると、もっと身近に感じられるのではないか。また、小学校等での総合学習の際、裁判所に関する授業をやる時に利用できるようなホームページがあれば良いと思う。子供向けのホームページを作成してもらえれば、とても役立つのではないか。

広報活動を強化する場合、裁判所にはそのための予算があるのか。あればもっと充実させたらよいのではないか。

最高裁判所が一つのホームページをもっていて、その一コーナーを各地の裁判所に割り振られているため、掲載内容にも限りがあるようだ。将来的には、各地裁が独立したホームページをもって、それを最高裁にリンクすればよいのではないか。また、裁判所はホームページに関し、もっと若い人の智恵を集め、設計から考え直した方がよいのではないか。裁判所のホームページのなかには、誤字が散見されるもの、レイアウトがひどいもの、外字処理がされていないものがある。例えば、判決速報記事として掲載されている判決の裁判官名が段違いになったまま掲載されているとか、判決の別表が乱れたまま掲載されているというものもある。もっとも、このようなレイアウト

の乱れは，入力ベースとなっている「ノーツ」に起因するものと思われる。先日，ある裁判官が自分で開設しているホームページ上に，裁判所のホームページに掲載されている判決について，「判決の別表の記載が乱れたまま掲載されている。」というような指摘をしていた。さらに，その裁判官は，「ホームページは，全世界から見られているので，何とかならないかといつも思っている。こういうところで，裁判所に対する不安感が，特にネットをよく利用する若いみなさんに，潜在的に醸成されないか，心配である。」と自己のホームページに掲載している。私自身も，まったくそのとおりだと感じている。

本日，机上配布された「司法の窓」が，どんな雑誌で，その配布先等について説明していただきたい。

「司法の窓」は，毎年5月及び10月に最高裁事務総局が発行しているものである。地方自治体の窓口に備え置いてもらったり，地家裁委員会の委員に配布したり，来庁者への説明等に使用している。また，掲載されている情報を広報等にも利用している。

次回期日を11月25日（木）午後1時30分から開催する。次回テーマは追って連絡させていただくこととする。

(6) 閉会の言葉

配 布 資 料

- 資料 1 裁判所の平均審理期間の推移
- 資料 2 自白・否認別の刑事訴訟事件の審理期間（地方裁判所）
- 資料 3 訴訟事件の事件数と平均審理期間の推移（地方裁判所第一審通常訴訟）
- 資料 4 - 1 民事第一審通常訴訟事件の 2 年超・5 年超の状況（地方裁判所）
- 資料 4 - 2 刑事第一審通常事件の 2 年超・5 年超の状況（地方裁判所）
- 資料 5 医事関係訴訟事件の処理状況及び平均審理期間
- 資料 6 諸外国における裁判事件の平均審理期間
- 資料 7 民事裁判・刑事裁判の迅速化について
- 資料 8 - 1 旭川地方・家庭裁判所における広報活動について
- 資料 8 - 2 「憲法週間」及び「法の日週間」における広報活動について
- 資料 9 - 1 ~ 資料 9 - 4 旭川地方・家庭裁判所のホームページ（抜粋）

（配布資料添付省略）